

鹿屋体育大学における職務発明等に対する実施 補償金及び実施報奨金の算定に関する取扱要項

〔平成21年6月24日〕
学 長 裁 定

(目的)

第1 この要項は、鹿屋体育大学知的財産取扱規程（平成21年規程第1号。以下「取扱規程」という。）第21条第2項及び第22条第2項の規定に基づき、実施補償金及び実施報奨金（以下「実施補償金等」という。）の算定に関する事項を定める。

(用語の定義)

第2 この要項における用語の定義は、取扱規程における用語の定義に従うほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「本学が得た収入」とは、当該知的財産権の実施等により、本学が得た収入をいう。
- (2) 「必要経費」とは、当該知的財産権に係る出願、維持、管理及び技術移転に要した経費をいう。

(実施補償金等の算定)

第3 実施補償金等の算定は、事業年度（4月1日から翌年3月31日まで）毎に行う。

2 学長は、各事業年度終了日における本学が得た収入の累計額が必要経費の累計額を上回った場合に、当該発明者に対し、実施補償金等を支払う。ただし、実施補償金等の算定額が千円未満の場合は、次年度以降に繰り越すことができる。

3 実施補償金等の額は、次の算式により算出された金額とする。

$$\text{実施補償金等の額} = (\text{本学が得た収入の累計額} - \text{必要経費の累計額}) \times 50/100$$

4 実施補償金等が支払われた次年度は、新たに本学が得た収入及び必要経費の累計額をもって、実施補償金等を算定する。

(雑 則)

第4 この要項に定めるもののほか、実施補償金等の支払いに関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この要項は、平成21年6月24日から施行する。